

新潟市子ども条例

条 文 解 説

(第4章 権利の侵害の救済 抜粋)

令和6年4月

新潟市

第4章 権利の侵害の救済

(相談及び救済)

第17条 市は、次条に定める新潟市子どもの権利救済委員によるもののほか、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済について、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに、子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。

【趣旨】

市は、子どもの権利侵害からの救済を図るため、子どもの権利救済委員によるもののほか、相談・救済について、関係機関、団体等との連携、子ども及びその権利の特性に配慮した対応に努めることを規定しています。

【解説】

○第1項

子どもの権利侵害からの相談、救済に係る一連の対応について、市の責務を規定しています。

子どもが、いじめや体罰、虐待などによって権利を侵害された場合に加え、権利侵害かどうか分からないケースなど、子ども自身が声をあげることが難しいケースについても、できるだけ相談しやすい体制を構築し、様々な子どもの悩みや困りごとに対応していく必要があります。

このため、子どもの権利侵害に対する相談に対応し、侵害された権利の救済を図るため、子どもの権利救済委員を設置することに加え、既存の相談窓口や関係する様々な機関との連携を図ることが重要です。

また、子どもの権利侵害は、成長の段階や状況により様々であり、権利侵害により心に深い傷を残し、その後の成長に影響を及ぼすおそれもあることから、子ども及びその権利侵害の特性に十分配慮した対応に努めていくことが大切です。

(救済委員の設置)

第18条 市は、子どもが権利の侵害を受けた場合等において、迅速かつ適切に救済し、権利の回復を支援するため、市長の附属機関として、新潟市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」といいます。）を置きます。

2 救済委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有し、かつ、第三者として独立性を保持し得る者のうちから、市長が委嘱します。

【趣旨】

子どもの権利侵害に係る相談から救済までを行う市長の附属機関として、「新潟市子どもの権利救済委員」を置くことを規定するとともに、この救済委員に必要とされる素養や独立性などを規定しています。

【解説】

○第1項

いじめや虐待、家族関係などのトラブルに加え、子どもの心身の悩み、友達や周囲のおとなとの関係など、子どもの悩みや苦しみは多様化しています。

また、子ども自身が相談することをためらったり、我慢してしまったりして解決につながらない、又はSOSを出すことが難しい子どもが存在します。

このような声を早期に受け止め、子どもの最善の利益を考え、子どもの立場に立った対応に当たる専門の相談・救済機関として、子どもの権利救済委員を設置しました。

子どもからの相談に際しては、子どもからの相談をできる限り丁寧に聴き取り、話しやすい雰囲気を作成するとともに、その内容に沿って市の機関等に対し、調査や調整、必要に応じて是正等の勧告や制度改善に向けた意見表明を行う権限を有する、独立した立場の附属機関として、救済委員は活動することとなります。

法的位置づけとして子どもの権利救済委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に基づく附属機関として職務を遂行します。この附属機関は行政庁とは異なり、自ら市の機関や市の機関以外の者（民間事業者、市民等）に対し、その行為を取り消したり、是正等を強制したりする権限（強制力を伴う行政処分等）を有しません。

このため、第28条において、市の機関等に対する要請や勧告の権限を救済機関に持たせるとともに、市の機関は、このような救済委員の措置に協力する責務を課すことにより、子どもの権利救済に向けた活動の実効性を確保させることとしています。

《地方自治法》（抜粋）

第百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

○第2項

救済委員の資格要件として、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有する人物である必要があることを規定しています。

また、救済委員は、子どもの権利に関し中立的な立場で、独立性をもって職務を遂行する必要があることから、団体からの推薦により選ばれた人物やこれまでの活動実績や経歴等を踏まえ職務を遂行できる人物を、市長が委嘱することとしています。

(救済委員の定数及び任期等)

第 19 条 救済委員は、3 人以内とします。

2 救済委員の任期は 3 年とし、再任することができます。

3 市長は、救済委員が心身の故障のため職務を遂行することができないと認めるとき、又は職務上の義務違反その他救済委員としてふさわしくない非行があると認めるときは、これを解嘱することができます。

【趣旨】

救済委員の人数、任期、解職に係る内容を規定しています。

【解説】

○第 1 項

救済委員を 3 人以内とすることを規定しています。事案の検討にあたっては、合議を必要とする場合を除き、迅速性、専門性等を発揮する観点から、独任制（原則として、1 人の委員により最終的な物事が決定される方式）により問題解決に当たります。

なお、事案の検討にあたり、救済委員が他の職務において関わりのある事案が、子どもの権利救済委員への相談事案となった場合、当該委員はこの事案の検討からは外れるといった運用を行うこととなります。

○第 2 項

救済委員の任期を 3 年とすることを規定しています。また、継続性、安定性の観点から再任することができることとしています。

○第 3 項

救済委員は、心身の故障、職務上の義務違反、救済委員としてふさわしくない非行が認められる場合に、市長は解職することができると規定しています。

これら以外の理由により、恣意的に解職されることはなく、救済委員の地位の独立性が保証されます。

なお、職務上の義務違反とは、第 23 条に規定する救済委員の責務に関する規定などに違反した場合などが、救済委員としてふさわしくない非行とは、公序良俗に反する行為やこれに類する行為により救済委員の信用を失墜させた場合などが想定されます。

(代表救済委員)

第20条 救済委員のうちから代表救済委員1人を置き、救済委員の互選により定めます。

2 代表救済委員は、救済委員の会議を主宰し、救済委員を代表します。

3 代表救済委員に事故があるとき、又は代表救済委員が欠けたときは、救済委員のうちから代表救済委員があらかじめ指名する者がその職務を代理します。

【趣旨】

代表救済委員を置くこと、その選定方法、代表救済委員による会議の主宰、代表救済委員の代理について規定しています。

【解説】

○第1項

救済委員のうち1人を代表救済委員とし、3人の救済委員の互選により決定することを規定しています。

○第2項

代表救済委員は救済委員の会議を主宰し、救済委員の活動を代表する職務を遂行します。具体的には、救済委員の活動方針の決定や活動報告書の提出等を行います。

○第3項

代表救済委員に事故があるとき、又はやむを得ない事由により欠けた場合に、あらかじめ代表委員が指名した救済委員が、代表委員の職務を代理します。

(兼職の禁止)

第21条 救済委員は、次の職を兼ねることができません。

(1) 衆議院議員

(2) 参議院議員

(3) 地方公共団体の議会の議員又は長

2 救済委員は、前項に定めるもののほか、公平かつ適正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができません。

【趣旨】

子どもの権利救済委員が兼職できない職を規定しています。

【解説】

○第1項各号

救済委員の中立性や独立性の確保のため、兼職できない職として、衆参の国会議員、地方議会の議員又は長を規定しています。

○第2項

第1項に規定する職のほか、救済委員として公平かつ適正な職務の遂行に支障が生ずる恐れがある職との兼職を禁止しています。

具体的には、政党その他の政治団体の役員のほか、市の業務を受託している法人その他の団体の役員、市の他の機関の職員やこれと関わりが深い立場にある者が想定されます。

なお、第19条第1項の解説でも記載したとおり、相談や救済申し立ての事案が救済委員の他の職務で関わりがある場合は、当該事案の検討から外れるといった運用を行います。

（救済委員の職務）

第22条 救済委員は、次の職務を行います。

- (1) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言及び支援をすること。
- (2) 子どもの権利の侵害に関する救済の申し立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告、是正要請等を行うこと。
- (3) 勧告、意見表明等の内容を公表すること。
- (4) 制度の改善を求めるための意見を表明すること。
- (5) 子どもの権利の侵害を防ぐため必要な支援をすること。
- (6) 子どもの権利の擁護について必要な理解を広めること。

【趣旨】

子どもの権利侵害からの救済のため、相談対応、調査、調整、勧告、是正要請、取組内容の公表など、救済委員が担う職務を列举して規定しています。

【解説】

○第1号

子どもの権利が侵害された場合に、子どもや子どもと関わるおとなからの相談を受け、必要な助言及び支援を行うことを規定しています。

助言や支援を行うに際しては、子どもの最善の利益を第一に考え、その子どもの権利が救済される方策を、子どもの立場に立って検討していくことが重要です。

○第2号

救済委員は第25条に規定する救済の申立ての他、自己の発意により、調査、調整、勧告、是正要請等を行うことができることを規定しています。調査及び調整の具体的な内容については第26条で、勧告、是正要請の具体的な内容については第28条で規定しています。

自己の発意による調査等とは、関係各所からの情報提供や、相談を受ける過程で得た情報等を踏まえ、救済委員の判断で行う場合が挙げられます。

○第3号

救済委員が調査、調整等を行い、必要に応じて勧告や意見表明を行った場合、この内容を公表することを規定しています。この具体的な内容については、第29条で規定しています。

○第4号

救済委員が子ども等からの相談を踏まえて調査、調整等を行った結果、制度等の改善が必要と判断した場合、対象となる機関に対し、制度改善の意見表明を行うことを規定しています。この具体的な内容については、第28条で規定しています。

○第5号

子どもの権利侵害は様々な状況下で発生する可能性があり、関係機関との連携強化や、関係機関への助言等を進めることにより、権利侵害への対応力の向上を図ることが大切です。

このため、多様な主体が連携、協力を図りながら、権利侵害を防ぐための支援を行うことを、救済委員の職務として規定しています。

○第6号

子ども条例及び子どもの権利に係る周知・啓発を進めることは、子どもの権利侵害の予防に資するものです。このような周知・啓発に加え、子どもの権利救済委員の存在や相談の方法などを含め、幅広い層に理解を広げていくことを、救済委員の職務として規定しています。

(救済委員の責務)

第23条 救済委員は、職務を行うに当たっては、子どもの権利の擁護者として、公正かつ適正に職務を遂行するとともに、関係機関等と相互に協力及び連携を図らなければなりません。

2 救済委員は、その地位を政党又は政治目的のために利用してはなりません。

3 救済委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

【趣旨】

救済委員の責務として、公正かつ適正な職務遂行、その地位の政治利用の禁止、職務上の守秘義務を規定しています。

【解説】

○第1項

救済委員は、子どもの権利の擁護者として、公正かつ適正に職務を遂行し、関係機関と相互に連携・協力を図らなければならないことを規定しています。

様々な状況下に置かれた子どもや子どもに関わるおとなから、子どもの権利侵害に関する多様な相談が寄せられた場合、救済委員は、子どもの最善の利益のために最良の解決策は何かを考え、判断していく必要があります。

また、救済委員のみでは解決が難しい事案については、多様な関係者と連携・協力を図ることで、解決に向かう事案もあると考えられることから、子どもの権利に関する関係機関相互のハブとしての役割を担い、職務を遂行していくことを目指しています。

ここでいう関係機関等とは、関係部局や各区、教育委員会や学校、施設、児童館・児童センター、児童相談所、民間の子育て支援施設など、子どもに関わるあらゆる機関が含まれます。

○第2項

子どもの権利の擁護者として職務を遂行するうえで、救済委員は政治的にも中立であることが必要であるため、これを責務として規定しています。

ここでいう「政党」とは、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第2項に定める政党を指し、「政治目的」とは、政治上の主義主張や施策等を推進したり、これに反対したりすることを目的とすること、または、公職の候補者や特定の政党、政治団体を支持、推薦したり、これに反対することを目的とすることを指します。

○第3項

子どもや子どもと関わるおとなからの相談内容には、多くの個人の秘密に関する情報が含まれることから、子どもを含めた市民からの信頼に応えるためにも守秘義務を課すことを規定しています。

なお、子どもの権利救済委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）上の特別職の公務員に該当するため、同法で規定する一般職の公務員に対する守秘義務が適用されないことから、本条で規定しています。

（尊重及び協力）

第24条 市の機関は、救済委員の職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び必要な援助をしなければなりません。

2 何人も、救済委員の職務の遂行に関し、積極的に協力しなければなりません。

3 何人も、権利が侵害されていると思われる子ども又は子どもの権利を侵害していると思われる者を発見した場合は、速やかに、救済委員に次条第1項に規定する相談又は救済の申立てを行わなければなりません。

【趣旨】

救済機関の職務遂行について、市の機関はその独立性を尊重し、積極的に協力し、必要な援助を行うほか、いかなる人も救済委員の職務遂行に協力し、権利が侵害されている子どもを発見した場合は、救済委員に相談等行わなければならないことを規定しています。

【解説】

○第1項

救済委員の職務遂行にあたっては、関係機関との連携協力が欠かせないことから、市の機関に対しても、救済委員の職務遂行に関する独立性の尊重と、積極的な協力、援助を行わなければならないことを規定しています。

第18条第1項の解説に記載したとおり、救済委員は行政庁ではないため、行政処分等強制力のある措置を行うことはできませんが、関係機関に対し、救済委員の職務遂行に協力等することを義務付けることにより、その実効性を担保しています。

○第2項及び第3項

市の機関ではないいかなる者に対しては、救済委員の職務遂行に積極的に協力することを求めています。また、子どもの権利侵害が生じている状況を発見した場合は、次条に定める相談又は救済の申し立てを行うことを求めています。

これらの規定は、違反したことによって罰則等が課されるわけではありませんが、子どもの権利擁護者として活動する救済委員の職務の適正な遂行に資するものとして規定されています。

(相談及び救済の申立て)

第25条 何人も、次に掲げる子どもの権利の侵害に関する事項について、救済委員に対し、相談又は救済の申立てを行うことができます。

(1) 市内に住所を有する子どもに関するもの

(2) 市内に通勤し、又は市内の学び・育ちの施設に通学し、通所し、若しくは入所する子ども（前号に規定する子どもを除きます。）に関するもの（相談又は救済の申立ての原因となった事実が市内で生じたものに限ります。）

2 救済の申立ては、書面、口頭又は電子メール、インターネットその他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができます。

【趣旨】

子どもの権利侵害の救済に関し、誰もが救済委員に対し、相談や救済の申し立てができることを規定しています。

【解説】

○第1項関係

子どもの権利侵害に関する相談を申し立てられる者は、「何人も」と規定しているとおり、個人、法人、市内外の居住者、外国人を問わず、することができることを規定しています。

相談等を行うことができる権利侵害に関する事項としては、新潟市内に住所を有する子どもに関するもの、及び市内に居住していなくとも、市内の学び・育ちの施設に通学等している子どもに関する事項が対象となります。

また、権利侵害に関する事項といっても、相談者自身が権利侵害か否か判然としない場合や悩みとして抱え込んでいる場合もあることから、必ずしも権利の侵害とはいえない事項であっても、相談に対応していきます。

なお、学び・育ちの施設とは、第2条で定義する「学校、幼稚園、保育園、認定こども園その他子どもが学び、育つための施設」を指し、あらゆる子どもが関わる施設を含意しています。

○第2項

子どもの権利救済に係る相談、申し立ての方法については、成長の途上にある子どもからの相談がしやすい環境を整備する必要性に鑑み、多様な相談ルートを設けるため、書面（はがき、手紙）、口頭（電話・対面）、電子メール、インターネットを利用する方法により行うことができることを規定しています。

なお、口頭による相談が行われた場合は、その内容を救済委員が記録し、権利の救済に係る事後の対応につなげていくこととなります。

(調査及び調整)

第26条 救済委員は、救済の申立てに関わる事実又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、調査を行うものとします。

2 救済委員は、救済の申立てが、救済に関わる子ども又はその保護者以外の者から行われた場合において調査を行うとき、又は自己の発意に基づき取り上げた事案について調査を行うときは、当該子ども又は保護者の同意を得なければなりません。ただし、当該子どもが置かれている状況を考慮し、救済委員が当該同意を得る必要がないと認めるときは、この限りではありません。

3 救済委員は、調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、調査を中止し、又は打ち切ることができます。

4 救済委員は、調査のため必要があるときは、関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地に調査することができます。

5 救済委員は、調査のため必要があるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外の者に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができます。

6 救済委員は、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害の是正のための調整を行うことができます。

【趣旨】

子どもの権利侵害の救済に向け、救済委員が申し立てを受け、又は自己の発意に基づき、調査や調整を行うための手続き等について規定しています。

【解説】

○第1項

調査を実施するに際しては、前条による救済に係る申し立てがなされた場合のほか、救済委員の自己の発意に基づき調査を行うことができる旨を規定しており、これにより子どもの権利救済の実効性がより確保されることと考えられます。

○第2項

前条に規定する相談又は救済の申し立てについては、何人も行うことができるとされていますが、子ども本人又はその保護者以外の者の他、救済委員の発意に基づき調査を行う場合は、当該子ども又はその保護者の同意を得ること規定しています。

なお、子どもの置かれている状況を考慮し、救済委員が当該同意を得る必要がないと認めるときとは、当該相談内容に基づく対応が緊急を要する場合や、同意を得ることが困難であると思料される場合が考えられます。

○第3項

相談や救済の申し立てをもとに調査を開始した場合であっても、後にその事案が次条に規定する調査の対象外であることが判明するなど、調査の必要がないと判断される場合は、救済委員は調査を中止又は打ち切ることができることを規定しています。

○第4項

相談や申し立ての内容を踏まえ、救済委員が市の関係機関に対し調査が必要と判断した場合は、当該機関に対し説明や資料の提出を求め、他、現地に赴いて実地による調査をすることができることを規定しています。

○第5項

相談や申し立ての内容を踏まえ、救済委員が市の関係機関以外の者に対し調査が必要と判断した場合は、当該市の機関以外の者に対し説明や資料の提出の他、必要な協力を求めることができることを規定しています。

○第6項

救済委員は、調査の結果必要があると認めるときは、対象となる機関に対する助言や働きかけなど、権利侵害が是正されるよう調整することを規定しています。

子どもや子どもに関わるおとなからの相談内容を踏まえ、関係者の相互理解を醸成し、子どもにとって最善の利益を考慮した解決を図ることは重要です。

(調査の対象外)

第27条 救済委員は、特別の事情があると認めるときを除き、救済の申立てが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査を行わないものとします。

- (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案又は判決、裁決等を求め現に係争中の事案に関するものであるとき。
- (2) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関するものであるとき。
- (3) 救済委員の行為に関するものであるとき。
- (4) 救済の申立ての原因となった事実のあった日から3年を経過しているとき。
- (5) 前条第2項の同意が得られないとき（同項ただし書に該当するときを除きます。）。
- (6) 前各号のほか、調査をすることが明らかに適当ではないとき。

【趣旨】

前条で規定する調査及び調整の対象とはならないケースについて、本条で規定しています。

【解説】

○第1項

救済委員は、相談や救済の申し立てがあった場合でも、その内容が第1号から第6号に規定するものであった場合は、調査を行わないことを規定しています。

ただし、各号に該当する場合であっても、社会情勢の変化や事案の内容等により、特別な事情があると救済委員が判断した場合は、調査を行うことができます。

○第1号

裁判等司法の場において判決等が確定している場合や、現に係争中の事案については、調査等の対象外としています。

○第2号

議会に対し請願や陳情に関する事案については、当該事案について別途調査等が行われ、一定の判断が行われることに鑑み、調査等の対象外としています。

○第3号

救済委員が職務遂行上行った行為については、その地位の独立性、中立性の確保の観点や、人格が高潔で高い識見がある者が委嘱されている点を鑑み、調査等の対象外としています。

○第4号

救済の申し立ての原因となった事実があった日から3年を経過しているときは、調査を行わないことを規定しています。

民法（明治29年法律第89号）第724条に規定する、不法行為に基づく損害賠償請求権は、被害者又はその法定代理人が損害および加害者を知った時から3年間行使しないときは時効により消滅することを規定していることを踏まえ、3年と規定しました。

○第5号

前条に規定する子ども又は保護者の同意が得られない場合は、ただし書きに規定する場合を除き、調査を行わないこととしています。

○第6号

前各号に定めるものの他、相談や申し立ての内容に重大な虚偽がある場合や、救済の内容が個別救済の域を明らかに逸脱すると判断されるといった場合に、調査を行わないこととしています。

(是正の勧告等)

第28条 救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告することができます。

2 救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、制度の改善を求めるため意見を表明することができます。

3 第1項の規定による勧告又は前項の規定による意見表明を受けた市の機関は、これを尊重しなければなりません。

4 救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外の者に対し、是正等の措置を講ずるよう要請することができます。

【趣旨】

救済委員が調査又は調整を行った結果、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告したり、制度の改善を求めるための意見を表明したりすることのほか、これらを受けた市の機関は勧告等を尊重しなければならないこと等を規定しています。

【解説】

○第1項

救済委員は、子どもの権利救済に係る申し立てを受け、調査、調整の結果必要があると認める場合に、是正等の措置を講ずるよう勧告することができることを規定しています。

これは、関係者との調整等を図っても状況が改善されない場合、救済委員による最終的な判断として発動されるものであり、第18条の解説でも記載した通り行政処分のような強制力は持ちませんが、市の附属機関たる救済委員からの勧告は、第24条の規定（尊重及び協力）や本条第3項の規定と相まって、これを受けた機関に対し是正等の措置を講ずる責務が生じることとなります。

なお、「勧告」とは、一定の行為をすること又はしないことを勧めることをいい、「是正」とは悪い点があれば改め、正しくすることをいいます。

○第2項

子ども等からの相談を踏まえた調査等の結果として、制度の改善が必要であると救済委員が判断した場合に、当該制度の改善を求めるための意見を表明することができることを規定しています。

例えば、権利侵害に係る救済が申し立てられ、調査や調整を経て、その原因が学校等で定められている校則や内部的なルール、制度に起因していることが判明した場合は、これらの改善について意見を表明するといったことが考えられます。

○第3項

救済委員からの勧告又は意見表明を受けた市の機関は、これを尊重しなければならないことを規定しています。

前述のとおり、勧告や意見表明は強制力を伴うものではありませんが、これを受けた市の機関は、率先して子どもの権利を保障すべき立場にあることから、尊重する義務があることを明記しています。

○第4項

子ども等からの相談を踏まえた調査等の結果として、市の機関以外の者に対して是正等の措置を講ずるよう要請することができることを規定しています。

市の機関以外の者とは、県立学校、民間施設、個人等を指しますが、救済委員は市の附属機関であることから、市の機関以外の者に対しては、是正勧告ほどの強い権限ではなく、要請を行うのみにとどまります。

ただ、要請ではあっても、第24条第2項において、何人も救済委員の職務遂行に協力することが規定されていることから、救済委員から要請された内容については、十分検討していただくよう依頼することとなります。

(報告及び公表)

第29条 救済委員は、前条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による意見表明をしたときは、その関係する市の機関に対し、その是正等又は改善の措置の状況について報告を求めるものとします。

2 前項の規定による報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日の翌日から起算して60日以内に、救済委員に対して、是正等又は改善の措置の状況について報告するものとします。

3 救済委員は、前条第1項の規定による勧告若しくは同条第2項の規定による意見表明をしたとき、又は前項の規定による報告があったときは、その内容を公表することができます。

4 救済委員は、前項の規定による公表をするに当たっては、個人情報等の保護について、十分な配慮をしなければなりません。

【趣旨】

救済委員は、第28条に規定する勧告又は意見表明を行った場合等にける是正内容の報告の求め、市の機関による報告の責務、その内容の公表等について規定しています。

【解説】

○第1項

救済委員は、市の機関に対し勧告又は意見表明を行った場合は、その是正状況について報告を求めることとしており、これにより、子どもの権利侵害の状況が改善しているかを確認することとなります。

○第2項

救済委員からの報告の求めを受けた市の機関は、救済委員に対し60日以内に是正又は改善の措置の状況を報告する必要があります。

前述のとおり、救済委員による勧告や意見表明に強制力はありませんが、措置の状況を報告することを求めることにより、勧告や意見表明に伴う状況の是正等の実効性を確保しています。

○第3項

救済委員が勧告や意見表明を行ったとき、又は市の機関から是正等の状況の報告があったときは、その内容を公表することができることを規定しています。

救済委員による子どもの権利侵害の是正に係る活動を公表することによって、関係者に対し解決に向けた行動を促すことが期待でき、類似の事例による権利侵害の発生を抑止にもつながることが期待できます。

○第4項

前項の規定により、救済委員の活動内容等を公表するにあたっては、扱っている事案の内容が個人情報に深く関わること等を踏まえ、個人情報の保護に十分配慮して行うことを規定しています。

(再調査等)

第30条 救済委員は、前条第2項の規定による報告の内容等を踏まえ、必要があると認めるときは、改めて調査又は調整（以下「再調査等」という。）を行うことができます。

2 救済委員は、再調査等の結果、必要があると認めるときは、その関係する市の機関に対し、改めて是正等の措置を講ずるよう勧告をし、又は制度の改善を求めるため意見表明を行うことができます。

【趣旨】

第29条の規定に基づく報告の内容等を踏まえた再度の調査又は調整、その結果必要であると認められた場合に行う再度の是正等の勧告及び制度の改善を求める意見表明について規定しています。

【解説】

○第1項

救済委員は、第29条第2項に基づく市の機関からの是正等の措置の状況に係る報告を踏まえ、これが不十分である場合等必要があると認められる場合に、再度の調査又は調整を行うことができます。

当該措置の状況が十分か否かの判断は、申し立てを行った者の意見等を踏まえ、当該子どもの最善の利益を考慮して行われる必要があります。

○第2項

第1項に基づく再調査又は再勧告を行った場合、必要があると認められる場合は、改めて是正勧告又は制度の改善を求める意見表明を行うことができることを規定しています。

(活動状況の報告)

第31条 救済委員は、毎年、その活動状況について、市長に報告するとともに、公表するものとします。

【趣旨】

救済委員の活動内容について、毎年市長に報告し、これを公表することを規定しています。

【解説】

○第1項

救済委員の活動は、子どもの権利侵害からの救済に向けた多岐に渡るものとなります。

この活動内容を毎年とりまとめ、市長に報告し幅広く公表することは、子どもの権利に係る啓発にも資するものであり、権利侵害の予防にもつながることが期待されます。

報告する内容は、相談の件数・区分、救済の申し立ての件数・区分、調査の件数、勧告又は意見表明の件数・概要といったものが挙げられ、個人情報に十分配慮したかたちで公表されます。

(庶務等)

第32条 救済委員の庶務は、こども未来部で処理します。

2 救済委員の職務を補佐するため、児童福祉又は子どもの権利に関し優れた識見を有する者を相談・調査専門員として置きます。

3 第23条第1項の規定は、相談・調査専門員に準用します。

【趣旨】

救済委員の庶務を処理する組織及び救済委員の職務を補佐する相談・専門調査員について規定しています。

【解説】

○第1項

救済委員の活動に係る庶務については、こども未来部で処理することを規定しています。

庶務を担当する所属は、救済委員の独立性、第三者性を担保するため、相談や救済の申し立ての内容や、救済委員の判断に介入しないことを原則として運用します。

○第2項

救済委員の活動を補佐するため、子どもの権利相談・調査専門員を置くことを規定しています。

この専門員は、児童福祉や子どもの権利に関する識見として、教育や福祉、心理に係る一定程度の知識や経験を有している者であり、子どもの相談業務についての経験を有した職員を配置する必要があります。

なお、この専門員は、いずれも新潟市の非常勤職員として職務を遂行します。

○第3項

相談・調査専門員は、第23条第1項に規定する救済委員の責務（救済委員は、職務を行うに当たっては、子どもの権利の擁護者として、公正かつ適正に職務を遂行するとともに、関係機関等と相互に協力及び連携を図らなければなりません。）を準用しています。

なお、第23条第2項に規定する政治的中立性、同条第3項に規定する守秘義務については、相談・調査専門員に地方公務員法が適用されることを踏まえ、準用していません。